

宇治山田港における放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定について

令和8年4月10日
三重県県土整備部港湾・海岸課
三重県伊勢建設事務所

平素は、三重県行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

近年、宇治山田港では航路付近において、入港が困難な船舶の航行による座礁事案が複数発生しています。座礁後の船舶の放置により、他の船舶の航行や油漏れによる水質事故、他の事業者への影響が懸念されており、このような現状を改善するため、港湾法第37条の11第1項により「放置等禁止区域」及び「放置等禁止物件」を指定することになりましたのでお知らせします。

これにより、みだりに下記の指定物件を捨て、又は放置することが禁止されます。また、これに違反した場合、監督処分等の対象となり、刑罰が科せられることがあります。

記

1 放置等禁止区域の範囲

伊勢市二見町今一色字北浜874-357地先【下図参照】

2 放置等禁止物件の指定

次の(1)から(3)までの船舶又は船舶に類するもの(以下「船舶等」という。)とします。

- (1) 自力航行が不可能と認められる船舶等
- (2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶等
- (3) 沈没していると認められる船舶等

3 適用の日

令和8年4月20日(月)



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

【連絡先】

三重県県土整備部港湾・海岸課
三重県伊勢建設事務所

電話 059-224-2700
電話 0596-27-5202

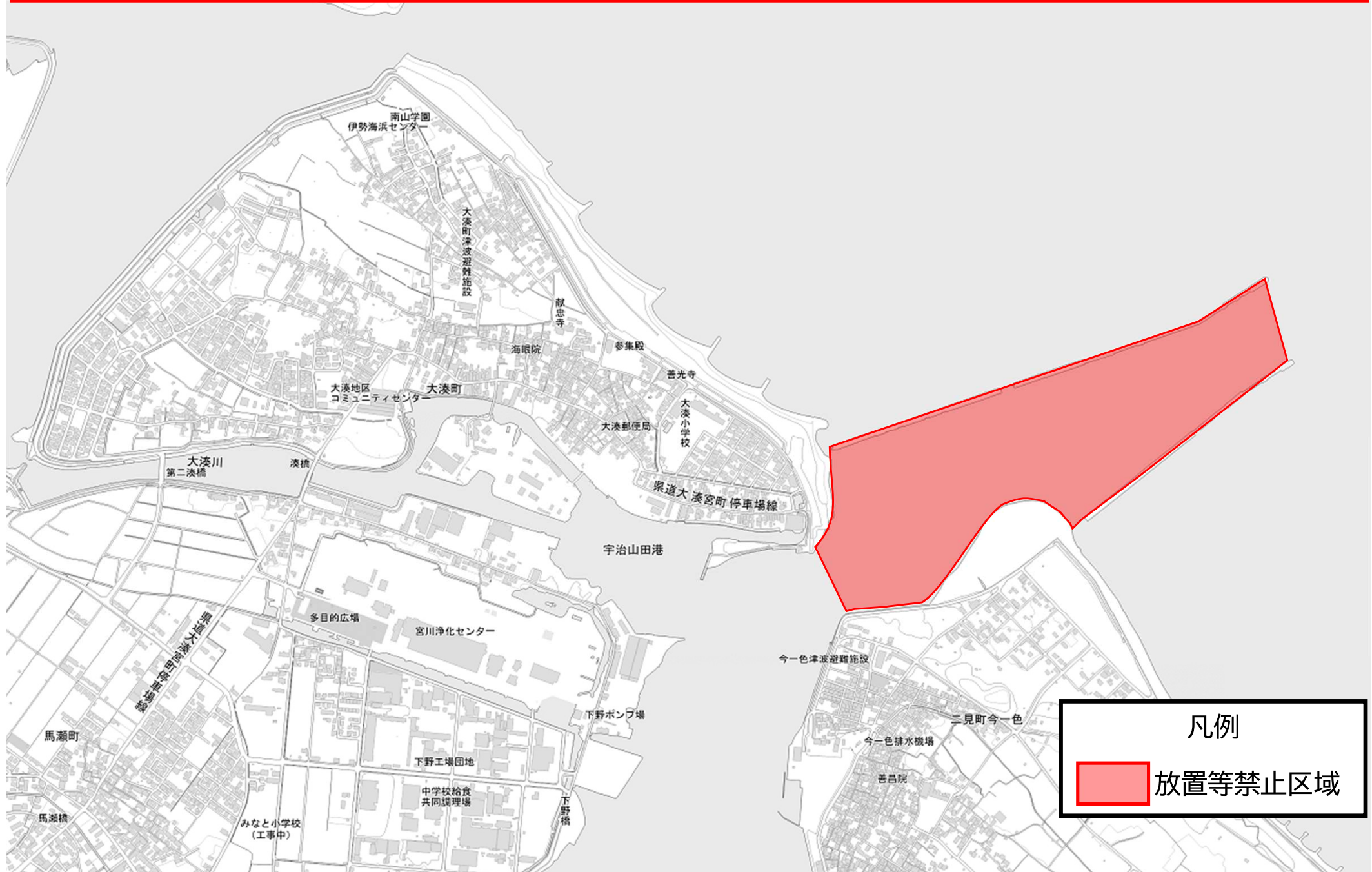


・・・放置等禁止区域（対象の範囲）

伊勢市二見町今一色字北浜874-357地先



港湾法第37条の11第1項による「**放置等禁止区域**」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。